

令和元年度 第1回鶴岡市環境審議会

日時：令和元年7月17日（水）14：00～

場所：第三学区コミュニティセンター1階ホール

次 第

1. 開 会
2. あいさつ
3. 会長・副会長の選任
4. 議 事
 - (1) 平成30年度事業概要について
 - (2) 鶴岡市の大気等環境保全状況について
 - (3) 令和元年度主要事業について
 - (4) 次期環境基本計画について
 - (5) その他
5. その他
6. 閉 会

令和元年度 第1回鶴岡市環境審議会資料

《目 次》

- 1 平成30年度事業概要 …… 1ページ～
- 2 鶴岡市の大気等環境保全状況 …… 7ページ～
- 3 令和元年度主要事業 …… 12ページ～
- 4 次期環境基本計画 …… 19ページ

令和元年7月17日
鶴岡市市民部環境課

1. 平成30年度事業概要

(1) 環境総合対策

① 鶴岡市環境審議会

第1回 日時：平成30年7月11日(水)午後2時

会場：にこふる 3階大会議室

審議事項：

- ・平成29年度事業概要、平成30年度主要事業について
- ・鶴岡市の大気等環境保全状況について
- ・第3次鶴岡市地球温暖化対策実行計画について

② 環境影響評価等

ア 環境アセスメント

環境影響評価法に基づく環境アセスメントに関係市町村として協力した。

- ・鶴岡八森山風力発電事業

イ 再生可能エネルギーに関するガイドライン

- ・「鶴岡市再生可能エネルギー供給施設の設置等に係る基本ガイドライン」
- ・「鶴岡市における風力発電施設の設置等に係るガイドライン」

(2) 地球環境対策

① 地球温暖化対策実行計画の推進

第2次鶴岡市地球温暖化対策実行計画に基づき、市役所関係全ての施設について温室効果ガスの排出量を調査、公表し、市民・事業者への啓発を図った。第2次計画の最終年度となる平成29年度の温室効果ガス排出量は、平成22年度比で7.35%の削減となっており、目標値を超える数値となっている。

また、第2次計画の期間終了に伴う改定にあわせ、新たに市域全体の「区域施策編」及び「気候変動の影響への適応策」を盛り込んだ内容として、第3次鶴岡市地球温暖化対策実行計画(計画期間2018~2030)を平成30年4月に策定した。

② クールチョイス宣言

平成30年6月に、温暖化対策に資する賢い選択を推進する国民運動「COOL CHOICE(クールチョイス)」への賛同を宣言し、各種啓発事業に取り組んだ。

③ 省エネルギーの推進

「エネルギーの使用の合理化に関する法律」に基づく特定事業者として、平成29年度に係る定期報告書、中長期計画書等を提出した。引続き年平均1%以上の省エネ達成を目指して削減に努める。

④ グリーンカーテンの普及促進

- ・市役所本所1階南面にグリーンカーテンを設置（ゴーヤ、アサガオ、パッションフルーツ、自然薯）、ほか地域庁舎や学校等施設でも協力。
- ・4月17日にゴーヤの種とアサガオの種、植栽用ネットを無償配布した（160世帯・団体）。
- ・グリーンカーテンコンテストを実施、「環境フェアつるおか2018」の会場で表彰（応募14点）。応募写真を会場内ほか、10～11月に地域庁舎と本所の計6か所で巡回展示。

⑤ エコドライブ教室の開催

- ・「環境フェアつるおか2018」で一般向け講習を実施
実施主体：NPO法人 山形県自動車公益センター
エコドライブ講習 受講者27名、エコドライブチャレンジ 参加者24名
- ・町内会を対象にしたエコドライブ教室を開催
大宝寺第一町内会（9月24日・参加者35名）、西郷地区自治会（1月25日・参加者23名）

（3）資源エネルギー対策

① 地域エネルギービジョン推進事業

再生可能エネルギー設備普及促進事業費補助金交付実績

設備	件数	金額（円）
太陽光発電設備	13	1,224,000
木質バイオマス燃焼機器（薪ストーブ）	5	224,000
木質バイオマス燃焼機器（ペレットストーブ）	32	1,600,000
木質バイオマス燃焼機器（薪ボイラー）	1	137,000
地中熱利用装置	1	100,000
合計	52	3,285,000

② 市有施設等への再生可能エネルギー・省エネルギー設備の導入促進

公共施設の省エネルギー診断や設備改修スキームを検討するため、国の「地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業」を活用し、公共施設（8施設）のエネルギー使用量の整理や温室効果ガスの排出状況の分析を行った。

③ 地下水利用対策事務

- ・山形県との委託契約に基づき、鶴岡市内では鶴岡観測井で地下水位と地盤沈下を、藤島と櫛引で地下水位の観測と装置の管理を行った。
- ・地下水の適正利用と保全等を目的とした「庄内南部地域地下水利用対策協議会」の事務局として総会、研修会、視察研修等の運営事務を行った。

(4) 自然環境保全活用対策

① 森林文化都市構想推進事業

ア 森林学習・体感講座「つるおか森の時間」の実施

第1回 5月20日(日) つるおか森の散歩道20選「笠取峠・三瀬里山コース」他の散策

第2回 7月21日(土) つるおか森の散歩道20選「大山下池周遊コース」他の散策

第3回 8月5日(日) (特別編)最上町でボイラー施設・森林間伐見学

第4回 10月21日(日) くわだいさくら公園等で木の実採取、芋煮、やまびこ体験

イ 森の案内人「森のソムリエ」の育成・活用

市民に森林の楽しみ方を伝えることのできる人材「森のソムリエ」を確保・養成するため講習会を実施した。

② 庄内自然博物館構想推進事業

ア 鶴岡市自然学習交流館「ほとりあ」の管理運営及び都沢湿地の維持管理

拠点施設である「ほとりあ」について、大山自治会を指定管理者として、施設の管理運営及び都沢湿地の維持管理を実施した。

イ 自然学習及び保全活動の実施

自然観察会や里地里山学講座のほか、庄内自然博物館構想推進協議会と連携し、都沢湿地保全活動、自然学習イベント等のソフト事業を実施した。

ウ ラムサール条約登録湿地関係事業の実施

大山上池・下池がラムサール条約登録湿地となり、10周年を迎えたことから、11月10日に記念行事を実施した。

エ 組織運営

- ・庄内自然博物館構想推進協議会 4月19日開催
- ・庄内自然博物館構想運営委員会 5月18日、12月13日、3月11日開催

③ 生物多様性地域戦略の策定

生物多様性基本法第13条で地方公共団体の策定が努力義務とされている生物多様性地域戦略を策定を目指し、情報収集に取り組んだ。

(5) 生活環境保全対策事業

① 環境保全推進員の設置

全体研修会を7月5日(木)に開催

- ・表彰、委嘱状交付(390人)
- ・講演「エアゾール製品の正しい使い方・正しい廃棄の仕方」
- ・30年度 事業内容説明(環境課、廃棄物対策課)
- ・推進員の職務等説明

② 公害等対策

ア 各種汚染物質の測定・分析事務

ダイオキシン類測定（大気 2 回、地下水 1 回）

酸性雪調査（1 月下旬～2 月下旬）

西郷地区砂丘地地下水水質測定（2 回、農業用水井戸 5 か所）

イ 大気汚染緊急時対策

光化学オキシダント、PM2.5 等の大気汚染物質に関して、県が実施している常時観測の結果に基づき一定以上の高濃度になることが予測された場合に、的確に小児、高齢者等の高感受性者への注意喚起を実施できるよう連絡網の整備などをおこなった。

これまで鶴岡市内で注意喚起の例なし。

ウ 硝酸性窒素等削減対策

西郷地区砂丘地の硝酸性窒素について、県の行う水質調査のほか、市でも独自調査（前記「西郷地区砂丘地地下水水質測定」）の結果をもとに、健康課を通じて地下水を飲用しないよう地域住民へ呼びかけを行った。

エ 騒音・振動に係る届出書の受理

騒音規制法、振動規制法及び山形県生活環境保全条例に基づく特定施設・特定建設作業・公害防止管理者等の各種届出を受理した。

オ 自動車交通騒音常時監視業務

騒音規制法に基づき、平成 29 年度から 5 年間の自動車騒音監視計画により 7 地点の調査を実施した。

カ 放射性物質の環境調査に関する事務

「山形県空間放射線量モニタリング計画」に基づく空間放射線の測定を実施した。

- ・年 2 回市内 1 か所で測定

- ・0.05 μ Sv/h（マイクロシーベルト毎時）程度で安定

③ 生活環境に係る苦情等対応

生活環境に係る各種の苦情・相談・通報等に対し迅速かつ適切な対応を行った。

[公害等苦情処理受付件数]

種別 年度	典 型 7 公 害								その他	合計
	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	小計		
28	21	78	0	12	1	0	13	125	119	244
29	44	67	0	7	0	0	9	127	134	261
30	3	19	0	9	2	0	9	42	83	125

※H30その他の内訳 空き地の管理 46件、アメシロ被害 2件、その他 35件

④ カラス被害対策

・ねぐら調査（8月～3月、月1回）、電力会社への協力依頼等による追払い対策、箱わなによる捕獲（市街地周辺に2基、9月～3月で486羽）、道路管理者への依頼による道路清掃を実施した。

⑤ 空き家対策事業

ア 空き家等審議会の開催

日時：平成31年3月13日（水） 午後2時

会場：鶴岡市役所6階大会議室東

審議内容：

- ・空き家対策の状況について
- ・管理者不在の大規模建造物の安全対策について

イ 「空家等対策計画」の策定

「空家等対策の推進に関する特別措置法」に定める計画（任意）について、パブリックコメントを行い、策定した。

ウ 適正管理対策

- ・市民からの苦情・相談等に対応し、所有者等に対し適正管理の指導及び人身・財産への危険が切迫している場合には応急措置を講じた。

（30年度相談件数 166件、応急措置 6件）

- ・平成29年度空き家実態調査の結果に基づいて、不良空き家の一斉調査を実施し、適正管理の助言を行った。

エ 危険空き家解体事業補助金の交付

危険な空き家の解体を実施した個人及び住民自治組織等の地域団体に対し、補助金を交付した。（個人4件、地域団体1件）

⑥ アメリカシロヒトリ防除対策事業

各町内会の申請に応じ、防除用機械の貸し出しと薬剤の交付を行った。

（30年度実施件数 100件）

（6）環境意識啓発対策

① 環境教育推進事業

ア 環境つるおか推進協議会の運営

5回開催し、予算・決算と年度内の事業の進め方について協議した。

イ 「環境フェアつるおか2018」の開催（第20回）

「クールチョイス（＝賢い選択）～いまやろう！未来のためにできること～」をメインテーマとし、9月30日（日）に小真木原公園で開催。国の「地方と連携した地球温暖化対策活動推進事業」を活用し、例年より内容を拡充して実施した。来場者数約2,100人。

ウ 親子環境教室の開催

8月5日（土）に開催、親子8人が参加。

見学コース：ミネラル工房（塩づくりの見学）～弁天島（イカの一晩干し作り体験）
～温海ふれあいセンター（地球温暖化に関する動画の鑑賞）

エ 環境出前講座の斡旋

県などで実施している環境に関する出前講座のメニューを小中学校に紹介し開催を働きかけた。

オ 環境ポスター募集・表彰

小中学生から募集、応募99点、入賞27点。

「環境フェアつるおか2018」の会場で入賞作を表彰、会場内に展示。また10～11月に地域庁舎+本所計6か所で巡回展示。

カ 鶴岡市こども環境かるた大会（第7回）

2月3日（日）に第三コミセンで開催、小学校児童31チームが参加。

② 環境情報の発信

ア 環境広報「エコ通信」の発行

年4回発行し全世帯に配布した。

《環境課関連記事》

夏号 7/1 発行	・第3次鶴岡市地球温暖化対策実行計画策定 ・グリーンカーテンコンテスト募集 ・親子環境教室参加募集
秋号 9/1 発行	・「COOL CHOICE」みんなで選ぼう！賢い選択！ ・カラスの糞 注意喚起 ・再生可能エネルギー設備普及促進事業費補助金 案内
冬号 12/1 発行	・油漏れ事故 注意喚起 ・再生可能エネルギー設備普及促進事業補助金 受付中 ・環境フェアつるおか 環境関連作品受賞者紹介 ・鶴岡市空き家等対策計画策定 ・こども環境かるた大会開催周知
春号 3/1 発行	・地球温暖化対策 ・グリーンカーテンの紹介 ・カラスの巣づくりについて

2 鶴岡市の大気等環境保全状況

(1) ダイオキシン類測定結果【環境課】

今年度のダイオキシン類測定分析は、大気及び河川水について実施した。なお、大気分析は例年2回実施しており、地下水と河川水の分析は交互に隔年1回実施している。平成30年度は、大気と地下水を市民プールで行い、測定結果は以下のとおり環境基準を下回っている。

- ◆採取場所：《大 気》鶴岡市民プール（2階テラス） 【8月、1月採取】
- 《河川水》鶴岡市民プール（地下水） 【8月採取】

(ダイオキシン類調査結果)

項 目	H27	H28	H29	H30	環境基準
大気 (pg-TEQ/m ³)	0.0063	0.0065	0.0071	0.0055	0.60
河川水 (pg-TEQ/ℓ)	0.21	—	0.20	—	1.0
地下水 (pg-TEQ/ℓ)	—	0.052	—	0.0041	1.0

※大気は2回の平均

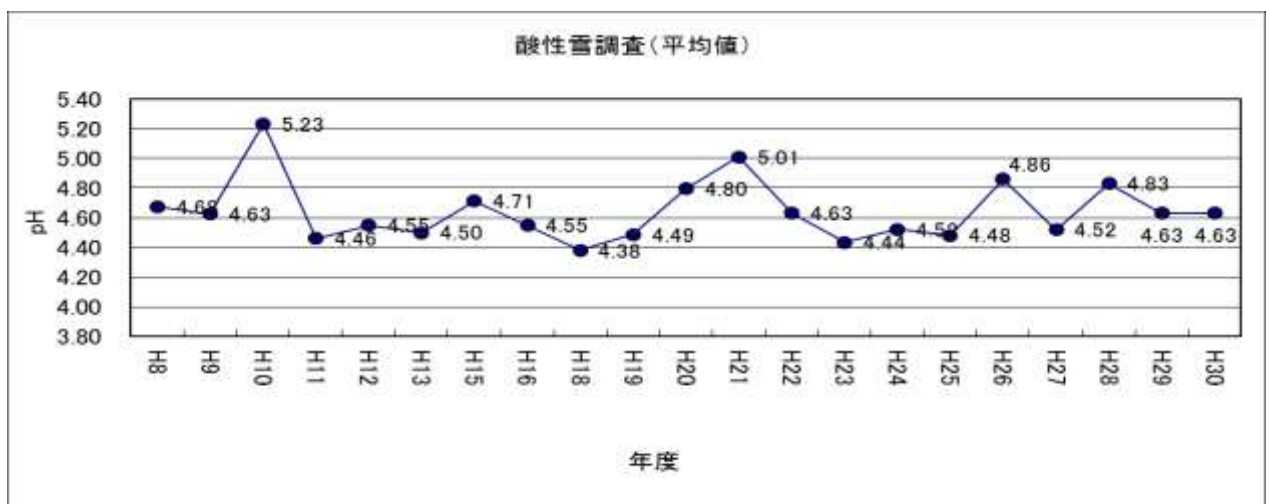
(2) 酸性雪調査結果【環境課】

平成8年度から調査しており、長期的には酸性度は横ばいとなっている。

- ◆測定場所：浄化センター

- ◆調査期間：1月下旬から2月下旬までの約1ヶ月間

区 分	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
第1期 (pH)	4.56	4.28	4.42	4.81	4.75	4.67	4.61
第2期 (pH)	4.18	4.41	5.88	4.17	4.98	4.62	4.84
第3期 (pH)	4.48	4.74	4.83	4.38	4.88	4.58	4.98
第4期 (pH)	4.87	4.50	4.31	4.72	4.72	4.66	4.07
平 均 (pH)	4.52	4.48	4.86	4.52	4.83	4.63	4.63



(3) 西郷地区砂丘地地下水分析調査結果【環境課】

硝酸性窒素等の地下水汚染が懸念されている西郷地区において、農業用水井戸5箇所の地下水について、例年7月と10月の2回、硝酸性窒素等の地下水汚染状況を調査している。昨年度は、3箇所の井戸で環境基準の10mg/ℓを超える硝酸性窒素が検出された。検出値は、最大12.9mg/ℓである。このことから健康課へ情報提供し、飲用しないことを関係者に周知している。今後も監視を続けていく必要がある。

(平成30年度調査結果)

■ : 基準超過

箇所	調査時期	硝酸性窒素 (mg/ℓ)	亜硝酸性窒素 (mg/ℓ)	塩化物イオン (mg/ℓ)	過マンガン酸カリウム消費量 (mg/ℓ)	溶解性鉄 (mg/ℓ)	溶解性マンガン (mg/ℓ)
1	7月	8.3	<0.1	29.3	0.8	0.005	<0.005
	10月	8.01	<0.1	26.7	1.3	0.014	<0.005
2	7月	3.7	<0.1	45.9	0.9	0.014	0.009
	10月	10.7	<0.1	29.3	1.1	<0.005	<0.005
3	7月	4.1	<0.1	38.7	0.9	0.056	0.060
	10月	6.6	<0.1	33.7	2.7	0.170	0.060
4	7月	12.9	<0.1	31.1	7.0	0.005	<0.005
	10月	11.2	<0.1	27.2	4.3	<0.005	<0.005
5	7月	6.7	<0.1	36.9	1.3	0.006	<0.005
	10月	12.2	<0.1	38.2	1.3	<0.005	<0.005
人の健康保護に関する環境基準		10 mg/ℓ 以下	10 mg/ℓ 以下	—	—	—	—
水道法による水質基準		10 mg/ℓ 以下	10 mg/ℓ 以下	200 mg/ℓ 以下	0.3 mg/ℓ 以下	10 mg/ℓ 以下	0.05 mg/ℓ 以下

(4) 旧北日本朝日事業場跡地（熊出地区）の水質調査の実施【朝日庁舎】

平成13年に廃止された(株)北日本の朝日事業場跡地からの浸出水を監視するため、「人の健康の保護に関する項目」（以下「健康項目」という。）や「生活環境の保全に関する項目」（以下「生活環境項目」という。）の他、有機リンについての水質調査を実施した。

浸出水調査結果

健康項目27項目と生活環境項目3項目の他、有機リンなどについて調査した。健康項目は、すべて定量下限値未満であり、環境基準を下回っている。生活環境項目については、BOD（生物化学的酸素要求量）SS（浮遊物質質量）、pHいずれも河川類型Aと比較しても超過はなく、生活環境を害するような結果は認められなかった。

項目	H28	H29	H30	環境基準値		
				健康項目	生活環境項目	
					河川類型A (水道水)	河川類型D (農業用水)
カドミウム (mg/l)	<0.003	<0.003	<0.003	0.003 以下	—	—
全シアン (mg/l)	<0.1	<0.1	<0.1	検出され ないこと	—	—
鉛 (mg/l)	<0.005	<0.01	<0.01	0.01 以下	—	—
六価クロム (mg/l)	<0.05	<0.05	<0.05	0.05 以下	—	—
砒素 (mg/l)	<0.005	<0.005	<0.005	0.01 以下	—	—
総水銀 (mg/l)	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005 以下	—	—
BOD (mg/l)	<1	0.8	<0.5	—	2 以下	8 以下
pH (mg/l)	7.9	7.0	6.5	—	6.5 以上 8.5 以下	6.0 以上 8.5 以下
SS (mg/l)	<1	4	<1	—	25 以下	100 以下
有機リン (mg/l)	<0.1	<0.1	<0.1	—	—	—

(5) 自動車交通騒音調査結果【環境課】

国からの法定受託事務として実施。騒音規制法に基づき、市内の環境基準類型指定地域内における自動車騒音の調査を行った。平成30年度は、7箇所の調査を実施し、下表のとおり14区間に隣接する住居等の評価を行った結果、基準値を超過した住居はなかった。このことから本市の達成率は、100%となった。

■ : 基準超過

区間別騒音調査結果 (14区間)

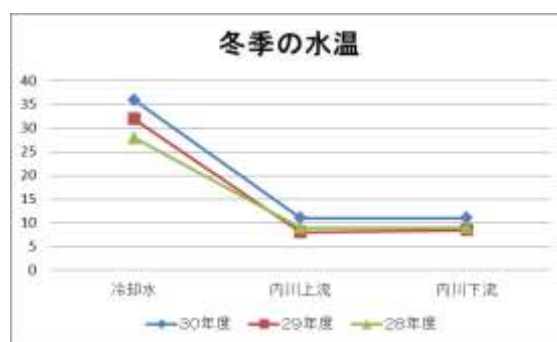
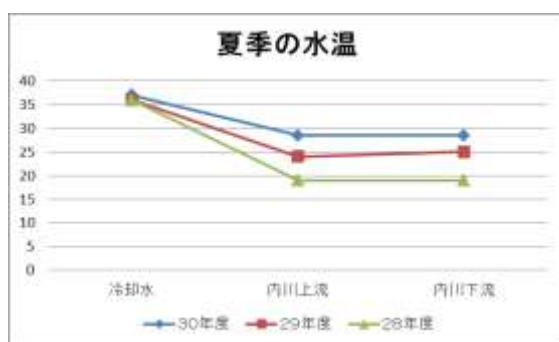
一連番号	評価の実施年度	H30年実測	路線名	車線数	調査区		評価区間の延長 (km)	調査結果				
					評価区間			評価対象住居等 (戸)	昼間・夜間とも 基準値以下 (戸)	昼間のみ基準値 以下 (戸)	夜間のみ基準値 以下 (戸)	昼間・夜間とも 基準値超過 (戸)
					始点	終点						
7	2018		一般国道112号	4	鶴岡市大宝寺町7	鶴岡市道形町20	1.3	189	189	0	0	0
9	2018		一般国道112号	4	鶴岡市宝田2丁目3	鶴岡市茅原	1.3	169	169	0	0	0
20	2018	○	余目温海線	2	鶴岡市藤島	鶴岡市藤島	0.4	3	3	0	0	0
21	2018		余目温海線	2	鶴岡市藤の花	鶴岡市藤の花	0.2	16	16	0	0	0
27	2018	○	鶴岡停車場線	2	鶴岡市末広町3	鶴岡市末広町9	0.3	35	35	0	0	0
28	2018		藤島由良線	2	鶴岡市藤の花	鶴岡市藤島	1.1	134	134	0	0	0
29	2018	○	藤島由良線	2	鶴岡市藤島	鶴岡市上藤島	1.4	157	157	0	0	0
31	2018	○	面野山鶴岡線	2	鶴岡市新形町17	鶴岡市大塚町14	1.9	300	300	0	0	0
32	2018		面野山鶴岡線	2	鶴岡市美咲町1	鶴岡市小淀川	1	38	38	0	0	0
35	2018	○	添津藤島停車場線	2	鶴岡市藤島	鶴岡市藤島	0.4	37	37	0	0	0
36	2018		添津藤島停車場線	2	鶴岡市藤島	鶴岡市上藤島	0.7	64	64	0	0	0
37	2018	○	鶴岡村上線	2	鶴岡市宝町19	鶴岡市宝町1	0.6	165	165	0	0	0
38	2018		鶴岡村上線	2	鶴岡市日吉町1	鶴岡市日吉町2	0.1	4	4	0	0	0
39	2018	○	鶴岡村上線	2	鶴岡市日吉町3	鶴岡市上畑町3	0.5	121	121	0	0	0

鶴岡バイオマスからの冷却水について

平成28年から平成30年度までの3年間、夏季と冬季の計6回、鶴岡バイオマスから排出される冷却水が、内川の水温を上昇させるどうか調査を行ってきました。その結果を表にまとめ、グラフで表しました。

夏季の水温					
年度	冷却水	内川上流	内川下流	差	気温
30年度	37	28.5	28.5	0	33
29年度	36	24	25	1	30.5
28年度	36	19	19	0	25

冬季の水温					
年度	冷却水	内川上流	内川下流	差	気温
30年度	36	11	11	0	10
29年度	32	8	8.5	0.5	22
28年度	28	9	9	0	8



表の項目については、冷却水は、発電所から排出直後の温度、内川上流は、冷却水との合流より上流の温度、内川下流は、冷却水との合流より下流の温度を示しています。

なお、次の図は、測定箇所を地図に落としたものとなります。



夏季・冬季ともに、発電所から排出後、28℃から37℃あった冷却水は、内川に接続する水路を流れる間に温度が低下し、内川の合流部の上流と下流の水温を計測し、その差を計算しましたが、顕著な影響は確認できませんでした。

この結果をもって、鶴岡バイオマスの冷却水の温度計測を一旦終了とし、以後経過観察としたいと考えています。

3. 令和元年度主要事業

「鶴岡市環境基本条例」（平成 17 年 10 月 1 日条例第 149 号）及び「鶴岡市環境基本計画」（平成 24 年 3 月策定）に基づき、山形県や「環境つるおか推進協議会」等の関連組織と連携し、地方公共団体として求められる環境保全・創造対策を確実に行うとともに、市民と事業者の意識高揚と啓発を通じて自主的な取組みを促すことにより、現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保と福祉の増進を図る。

（1）環境総合対策

① 鶴岡市環境審議会

環境基本法第 44 条の規定に基づき、環境の保全に関して基本的事項を調査審議させる等のため、鶴岡市環境審議会条例により「鶴岡市環境審議会」を設置している。

- ・委員 20 人以内、任期 2 年（現在は R 元. 5. 8～R3. 5. 7、16 人）
- ・通常年 1 回開催

② 環境影響評価等

ア 環境アセスメント

環境影響評価法に基づく環境アセスメントに関係市町村として協力する。

イ 再生可能エネルギーに関するガイドライン

市として独自に定めたガイドラインにより、大規模事業の適切な実施を促す。

- ・「鶴岡市再生可能エネルギー供給施設の設置等に係る基本ガイドライン」
- ・「鶴岡市における風力発電施設の設置等に係るガイドライン」

ウ 環境保全協定

環境基本条例第 12 条に基づいて、必要があると認められる事業所との間で環境の保全に関する協定を締結する。

（2）地球環境対策

① 地球温暖化対策実行計画の推進

地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、第 2 次鶴岡市地球温暖化対策実行計画を平成 25 年 7 月に策定、また、第 2 次計画の期間終了に伴う改定にあわせ、新たに市域全体の「区域施策編」及び「温暖化対策の適応策」を盛り込んだ内容として、「第 3 次鶴岡市地球温暖化対策実行計画」（計画期間 2018～2030）を平成 30 年 4 月 27 日に策定し、市施設の温暖化防止対策「事務事業編」を推進していく。

今後市民等への周知を図り、市民・事業者・市が互いに連携し、市域全体における実効性のある温暖化対策を総合的に推進していく。

【参考】温室効果ガスの削減目標（基準年度：2013年度）

・ 区域施策編（市域全体）	短期目標：	2022年度に基準年度比	14%削減
	中期目標：	2030年度に基準年度比	26%削減
	長期目標：	2050年度に基準年度比	80%削減
・ 事務事業編（市施設）	短期目標：	2022年度に基準年度比	12%削減
	目 標：	2030年度に基準年度比	40%削減

② 省エネルギーの推進

「エネルギーの使用の合理化に関する法律」に基づく特定事業者として、年平均1%以上の省エネ効果を達成するため、市役所関係全ての施設のエネルギー使用量を算定するとともに、エネルギー管理統括者、エネルギー管理企画推進者の選任、定期報告書、中長期計画書等提出などの事務を行う。

③ グリーンカーテンの普及促進

誰でもできる地球温暖化対策の一つとしてグリーンカーテンの普及を図る。

ア 公共施設でのグリーンカーテンの設置 [市事業]

市役所本所1階南面にグリーンカーテンを設置する（アサガオ、パッションフルーツ、自然薯）。また地域庁舎や学校等施設への普及を図る。

イ 種とネットの無料配布 [環境つるおか推進協議会事業]

家庭等への普及対策として、ゴーヤ等の種と廃漁網を使った植栽用ネットを無料配布している（4月17日に本所市民ホールで実施、ゴーヤ、アサガオの種・廃漁網を配布）。

ウ グリーンカーテンコンテスト [環境つるおか推進協議会事業]

市民・事業者等からの募集により実施し、「環境フェアつるおか」の会場で表彰する。

④ エコドライブ教室の開催

- ・ 職員対象の教室を開催する。
- ・ 平成27年度から「環境フェアつるおか」の会場で一般対象の講習を開催しており、本年度も開催を検討する。

⑤ 地球温暖化防止対策の意識啓発

平成30年6月1日に気候変動対策及び温室効果ガス削減をテーマにした国民運動「COOL CHOICE」への賛同を宣言した。県が行う地球温暖化対策としての「笑顔で省エネ県民運動」等に協力するとともに、「家庭のアクション」「エコドライブ」など、身近にできる地球温暖化対策について普及啓発を図る。

(3) 資源エネルギー対策

① 地域エネルギービジョン推進事業

鶴岡市地域エネルギービジョンに基づき、本市の恵まれた地域資源を活用し、自然環境と調和した安全安心な生活環境の形成と地域活力の創出を図る。

ア 再生可能エネルギーの導入の促進

家庭等における再生可能エネルギー設備の導入を促進するため、自ら取組みを行う個人または事業者を補助金により支援する。

イ 市内発電施設への対応

八森山風力発電事業やユーラスホールディングス、その他事業者への対応として、ガイドラインや庁内連携会議等を活用して適切に推進して行く。

② 市有施設等への再生可能エネルギー・省エネルギー設備の導入促進

国の補助事業等を活用した市有施設等への設備導入を積極的に検討する。

【参考】

- ・平成 25～26 年度 鶴岡市 L E D 防犯灯導入事業により、市内の防犯灯 1 万 7 千灯の L E D 化を実施。
- ・平成 25～27 年度 国の「再生可能エネルギー等導入地方公共団体支援基金」（新グリーンニューディール基金）事業により、市内の防災拠点施設となる小中学校等に、太陽光発電設備と蓄電池設備等を整備。
また 27 年 9 月補正により同基金の残額を活用し、防災拠点施設となる避難場所、避難路等へ太陽光発電設備を備えた L E D 照明を整備。
- ・令和元年度 国の「防災減災・低炭素化自立分散型エネルギー設備等導入推進事業」により、市内の防災拠点施設である第四中学校、櫛引スポーツセンターに、太陽光発電設備と蓄電池設備等を整備。

③ 地下水利用対策事務

- ・山形県との委託契約に基づき、鶴岡市内では鶴岡観測井で地下水位と地盤沈下を、藤島と櫛引で地下水位の観測と装置の管理を行う。
- ・地下水の適正利用と保全等を目的とした「庄内南部地域地下水利用対策協議会」の事務局として運営事務を行う。

(4) 自然環境保全活用対策

次世代に引き継ぐべき貴重な資源であり、市民共有の財産である本市の豊かな自然環境を保全し、生物の多様性を確保するとともに、人と自然との共生を図る。

① 森林文化都市構想推進事業

本市の貴重な地域資源である豊かな森林から有形無形の恵みを余すところなく享受できるよう、森林の利活用と保全を全市的に推進する。環境課では、市民への森林の意識づけを図るための事業を主に実施する。

ア 森林学習・体感講座「つるおか森の時間」の開催

市民の森林への親しみを創出するための「つるおか森の時間」を開催する。平成 30 年度は 4 回の開催を予定している。

イ 森の案内人「森のソムリエ」の育成・活用

市民に森林の楽しみ方を伝えることのできる人材「森のソムリエ」を確保・養成するため、講習会及び情報交換・企画立案会議を開催する。

ウ 「つるおか森の散歩道 20 選」の整備・活用

より多くの市民が個人レベルで森歩きを楽しめるよう、平成 22～23 年度に選定した「森の散歩道 20 選」の普及促進を図るとともに、見直しを検討する。

エ 南シュヴァルツヴァルト自然公園との交流

森林活用の先進地「南シュヴァルツヴァルト自然公園協会」と友好協定 10 周年を迎えたことから、市民訪問団による協会への表敬訪問と取組の視察を実施し、友好交流の拡大・深化を図る。

② 庄内自然博物館構想推進事業

高館山、大山上池・下池、都沢湿地とその周辺地域を主たるフィールドとして、庄内自然博物館構想の理念のもとに、市民の主体的参画と協同による自然環境の保全と、自然と触れ合う自然環境学習事業などの事業を行い、人と自然の共生に資する。

ア 鶴岡市自然学習交流館「ほとりあ」及び都沢湿地の維持管理

拠点施設であるほとりあについて、大山自治会を指定管理者として、建物施設等の維持管理及び都沢湿地の維持管理を実施する。

イ 自然学習・保全活動等事業の実施

地元関係機関・団体や学識経験者等で構成する「庄内自然博物館構想推進協議会」を実施主体として、自然学習・保全活動等のソフト事業を実施する。

ウ ラムサール条約登録湿地関係事業

ラムサール条約登録湿地「大山上池・下池」について、平成 30 年度の登録 10 周年事業を踏まえ、自然環境の保全を推進していく。

③ 生物多様性地域戦略の策定

生物多様性基本法第 13 条で地方公共団体の策定が努力義務とされている生物多様性地域戦略について、総合計画との整合性を図りながら策定して行く。

(5) 生活環境保全対策

① 環境保全推進員の設置

鶴岡市生活環境保全条例の規定に基づき、自治組織からの推薦により市長が委嘱する。主に担当区内の生活環境の状況を把握し市に連絡するとともに、地域住民の意識啓発を図る。

- ・ 390 人に委嘱、廃棄物減量等推進員（廃棄物対策課）を兼務。
- ・ 毎年、推進員を対象に年 1 回の全体研修会、数回の地域別研修会を開催している。

② 公害等対策

典型 7 公害（大気汚染・水質汚濁・土壌汚染・騒音・振動・地盤沈下・悪臭）その他化学物質などに関して、関係法令に定める手続関係事務や、県と連携した各種測定事務などの対策を行う。

ア 各種汚染物質の測定・分析事務

ダイオキシン類測定、酸性雪調査、西郷地区砂丘地地下水水質測定等

イ 大気汚染緊急時対策

光化学オキシダント、PM2.5 等の大気汚染物質に関して、県が実施している常時観測の結果に基づいて一定以上の高濃度になることが予測された場合、県が広く注意喚起を行うとともに、市町村においては特に「高感受性者」（呼吸器系・循環器系の疾患のある方、小児、高齢者など）に対する呼びかけを行うこととされている。

そのため市の関係各課が連携して保育所、幼稚園、小中学校及び高齢者施設、障がい者施設等への注意喚起を実施する連携体制を整備している。

ウ 硝酸性窒素等削減対策

庄内地域の砂丘地における硝酸性窒素等への対策として、県が関係機関による「窒素負荷低減推進連絡調整会議」を設置し、「硝酸性窒素等削減対策計画」を定めて対策を行っている。これに基づき、農業用水井戸の水質について県は年 4 回、市は年 2 回（5 か所）の調査を実施している（前記「西郷地区砂丘地地下水水質測定」）。

環境基準を上回る井戸が例年あることから、健康課へ情報提供し、地下水を飲用しないよう地域住民へ呼びかけを行っている。

エ 騒音・振動に係る届出書の受理

騒音規制法、振動規制法及び山形県生活環境保全条例に基づき、特定施設・特定建設作業・公害防止管理者等の届出等の事務を行う。

オ 自動車交通騒音常時監視業務

騒音規制法に基づき、市内の環境基準類型指定地域内における自動車騒音の調査を実施する。主に市内の国道、県道の自動車騒音値を評価区間ごとに実測または推計により評価する。

カ 放射性物質の環境調査に関する事務

平成 23 年 3 月の福島第一原子力発電所における事故の発生に伴う安全確認ため、「山形県空間放射線量モニタリング計画」に基づいて空間放射線の測定を実施する。市内 1 か所（鶴岡公園内）で年 1 回実施し、結果を県へ報告する。

③ 生活環境被害苦情等対応

典型 7 公害（大気汚染・水質汚濁・土壌汚染・騒音・振動・地盤沈下・悪臭）のほか、市民から寄せられる野焼き・油漏れ・空き地管理・鳥獣害などの苦情・相談・通報等に対し、関係機関と連携しながら迅速かつ適切に対処して、市民の生活環境の保全を図る。

苦情等が寄せられた場合は、速やかに現地に赴いて事情を聞き取り、現地調査に基づいて原因者への指導等を行う。

④ カラス被害対策

主に鶴岡市街地におけるカラスの生活環境被害を軽減するため、調査・追払い・清掃・捕獲・啓発の各分野にわたる総合的な対策を行う。

⑤ 空き家対策事業

ア 空家等審議会の開催

「鶴岡市空家等の管理及び活用に関する条例」第 8 条に基づき、命令、代執行その他空き家等の適正な管理のための措置について調査審議するために設置している。

委員 5 人以内、任期 2 年（現在 5 人、任期 H29. 4. 1～H31. 3. 31）、通常年 1 回開催、ほか必要に応じて臨時的に開催する。

イ 空き家による生活環境被害の防止・軽減

「空家等対策の推進に関する特別措置法」及び「鶴岡市空家等の管理及び活用に関する条例」に基づく空き家対策を行う。主に都市計画課において有効活用策、環境課において生活環境被害対策を行う。

○ 適正管理対策

所有者等の理解促進を図るとともに、周辺住民等からの苦情相談等に適切に対応する。当面の危険性に関しては、市条例に基づく「応急措置」を行うなどにより対処する。

○ 不良空き家対策

- ・不良空き家（老朽危険度Dランク）の除却を促進するため、所有者等の状況や跡地利用を意識しながら個別に対策手法を検討する。
- ・また実地調査を通じて「要注意空き家」の洗い出しを行い、危険回避対策が必要と判断された場合は、法に基づく行政代執行等を検討する。
- ・「危険空き家解体補助金」制度の活用を想定しながら対策を進める。

ウ アメリカシロヒトリ防除対策事業

外来種であるアメリカシロヒトリの繁殖による生活環境被害を防止・軽減するため、アメリカシロヒトリ防除相談室を 6 月～9 月に設置して、市民相談に応じるとともに、自治会等の組織で行う共同防除の実施に対して、防除用機械の貸出しと薬剤の提供を行う。

(6) 環境意識啓発対策

① 環境教育推進事業

ア 環境つるおか推進協議会の運営

平成 21 年 2 月に設立した「環境つるおか推進協議会」の事務局として、市・市民・事業者の連携のもとで環境全般にわたる啓発事業を行う。

イ 「環境フェアつるおか」の開催

環境関係の中心的イベントとして、主催の「環境つるおか推進協議会」との共催により実施する。3Rへの取組み、地球温暖化への取組み、エコ製品等の紹介、各種体験コーナー、環境関連作品の展示など、広く市民に対し環境に対する意識啓発を図る。(令和元年度で第21回)

ウ 環境出前講座の斡旋

環境アドバイザーや企業による出前講座を小中学校及び地域に斡旋するほか、他団体へのエコトランクの貸出し等を実施する。

オ 環境かるた募集・表彰

既存の「鶴岡市こども環境かるた」の改定のため、環境保全に関するメッセージ性のある絵札・読み札を小中学生から募集し、市民の環境意識の啓発に役立てるとともに、応募した小中学生自身にも環境意識を高めてもらう。優秀作は「環境フェアつるおか」で表彰し展示する。

カ 鶴岡市こども環境かるた大会

小中学生からの募集をもとに製作した「鶴岡市こども環境かるた」を環境ツールとして活用するとともに、子どもたちが身の回りの環境問題に気づき、行動するきっかけとしてもらうことを目的として実施する(令和元年度で第8回)。

② 環境情報の発信

ア 環境広報「エコ通信」の発行

環境に関する意識啓発と情報提供を目的とした広報紙を年4回発行し、全世帯に配布する。A3版で1回(12月冬号)、A4版で2回(7月夏号・12月冬号)。

4. 次期環境基本計画について（案）

（1）現環境基本計画

- ・平成24年3月に策定
- ・計画は、10年間で令和4年3月まで
- ・計画書 別紙のとおり

（2）現在の計画と社会情勢の変化

- ・第5次環境基本計画（環境省：平成30年4月閣議決定）の概要
- ・第2次鶴岡市総合計画（平成31年3月策定）の概要

（3）環環境審議会の役割

専門的な立場から現計画の進捗状況及び次期計画の策定に対して、意見や提言を行う。

（4）今後のスケジュール（案）

令和元年度 進捗状況の整理

令和2年度 実態調査（案）の作成 ⇒ 実態調査 ⇒ 策定（素案）の作成

令和3年度 策定（案）の作成 ⇒ パブリックコメント

令和4年度 第2次計画策定